

一 法 律

労働者保険法（一九二四年）一九二八年に修正ありたり

別に職夫保険法（一九二三年）及官公吏疾病保険法（一九二五年）あり

二 適用範囲

(一) 強制被保險者

雇傭契約又は徒弟契約に依りて労務に服する一切の者（船員を含む）

(二) 任意被保險者

金庫の規約の定むる所に依る

三 保險給付

(一) 疾病の場合

(イ) 疾病手當金 其の額は賃銀等級に応じて異なるも、大體報酬の六五%—七〇%に當れり、支給期間は一年なり

(ロ) 醫療給付 醫師の診療、薬剤、治療材料を包含す、期間一ヶ年なり、爾後は療疾保險に於て醫療を與ふ

(二) 分娩の場合

(イ) 出産手當金 疾病手當金に等しき額にして產前產後を通じて十二週間支給せらる

(ロ) 現物給付 產婆及必要ある場合に於ける醫師の手當

(ハ) 哺育手當金 自ら乳児を哺育する母に對しては分娩後十二週間出産手當金の半額に當る哺育手當金を更に支給す

(三) 死亡の場合

賃銀日額の三十倍

(四) 家族に對する給付

疾病及分娩の場合には現物給付を爲す、尤も分娩給付を受くるは被保險者の妻に限らる

(五) 附加給付

種々の手當金の増額、支給期間の延長、「サナトリウム」收容等を認む

四 保険者及監督機關

(一) 保険者は原則として地域的金庫なるも一定條件の下に労働組合、共濟組合等をも認め居れり

(二) 社會福利大臣の下に「中央社會保險機關」あり

五 財 源

保險料

細目は「中央社會保險機關」の定むる所に依るも原則として平均賃銀日額の四・八%を超ゆることなし、之を被保險者及傭主の折半負擔す

八 智 利

疾病廢疾災害保險法（一九二四年）一九三四年九月改正あり

一 法 律

(一) 強制被保險者

(イ)一般被保険者

三六

性又は年齢は之を問はざるも、年収は都市に於ては五,〇〇〇「ペソ」其他の地方に於ては三,〇〇〇「ペソ」を超えることを要す

(ロ)徒弟（報酬の有無を問はず）

(ハ)家内労働者、小商人、小事業主も亦前記の年収限度を超える限り保険を強制せらる

(二)任意被保険者

四十五歳以下にして年収前記の限度を超える且健康證明を有する者は任意に加入することを得

(参考) 被保険者数 一九三五年に約百萬人

三 保険給付

(一) 疾病の場合

(イ)疾病手當金 勞務不能期間及家族扶養義務に依りて異なる主義なり

最初の一週間 貨銀の一〇〇%

次の一週間 同 五〇%

次の二週間 同 二五%

(ロ)醫療給付 醫師の診療、治療材料及必要なる場合に於ける入院を包含す、期間は二十六週間を限度とする

も附加給付として特別の場合には一ヶ月とすることあり、爾後は癡疾年金へ移行する場合あり

(二) 分娩の場合

(イ)出産手當金 產前產後を通じて四週間貨銀の五〇%に當る手當金を支給す

(ロ)現物給付 醫師の手當

(ハ)哺育手當金 分娩後八ヶ月を限度として貨銀の二五%を支給す

(三) 死亡の場合

三〇〇「ペソ」(定額)

(四) 家族に對する給付

家族に對する醫療給付（醫師の診療及藥劑）を希望する被保険者は毎週の貨銀の五%に相當する追加保険料を支拂ふを要す

四 保険者及監督機關

(一) 地方金庫、企業金庫及共済組合金庫の併存を認む

(二) 保険の管理は「中央金庫」及其の支部に委託せられたりしも一九一七年に社會省に移管せらるるに至れり

五 財 源

保險料 貨銀の六%

被保険者 二%

傭 主 三%

國 庫 一%

但し疾病保險へ配當せらるるは四%なり

一 法 律

強制疾病保険法（一九二〇年）一九三三年三月二十八日改正あり

二 適用範囲

(一) 強制被保險者

(イ) 上部シレジアを除く他の全國に於ける一切の有償被傭者（船員を含む）

(ロ) 一時的労働者、家内労働者、無給徒弟も亦適用を受く

(ハ) 高級官吏及國營鐵道職員は加入義務を免ぜらる、尤も之等の者の爲には特別の醫療救濟制度あり

(二) 任意被保險者

四十五歳以下にして年收七・五〇〇「ゾロチー」以下なる者の爲に任意加入を認む

三 保険給付

(一) 疾病の場合

(イ) 疾病手當金 貨銀の六〇%に當る額を二十六週間支給す、設立後三年を経たる金庫は三十九週間とす、入院中の被保險者は家族を有するときは手當金の半額を、然らざるときは貨銀の一〇%を支給せらる

(ロ) 医療給付 家庭醫及専門醫に依る診療及薬剤、治療材料を包含す、期間は手當金の場合に於けると同じ、尙給付期間は連續三十六週間とす

(二) 分娩の場合

(イ) 出産手當金 貨銀全額なり、產前產後を通じて八週間とす、看護婦を附したるときは右の半額とす

(ロ) 現物給付 醫師又は産婆の手當

(ハ) 哺育手當金 產後十二週間とす

(三) 死亡の場合

貨銀の三週間分とす

(四) 家族に對する給付

(イ) 疾病の場合 一病に付十三週間を限度として醫療を與ふ

(ロ) 分娩の場合 現物給付の外哺育手當金を十二週間支給す、尤も其の額は被保險者の受くるものの半額なり

(五) 附加給付

財源に餘裕ある金庫は給付期間の延長、手當金の増額を爲すことを得、尤も準備金の額が平均支出額の二倍を超ゆるに至りたるときは金庫は附加給付を爲すを要す

四 保険者及監督機關

(一) 舊墳、普、露領に依り保険者の形態は雜多なりと雖も大體に於て地域的金庫多し

(二) 監督機關として労働省の下に中央保険局及地方保険局あり、公衆保健省は疾病保険に參與す

五 財 源

(一) 保険料

一九三三年の改正に依り被保險者の基本報酬の5%を被保險者及事業主が等分に負擔する事となる
 (二) 國庫補助
 失業者（従つて保険料は免除せらる）及其の家族の醫療に要したる費用の全額を負擔するの外出產手當金及哺育手當金の支給に要したる費用の半額を金庫に支給す

一〇 ブルガリア

一 法 律

社会保険法（一九二四年）一九二九年、一九三一年及一九三二年に修正ありたり

四〇

二 適用範囲

（一）強制被保険者

（イ）國、公共團體又は「私人の企業」に使用せらるる労働者及職員（性、國籍、雇傭期間、報酬の性質は一切之を問はず）並に船員

（ロ）季節的労働者、傭主の家族、官公吏にして本法以上の保障を受け得る者は除外せらる

（二）任意被保険者
独立的労働者、小商人、小作人及自由職業に從事する者は年収五〇、〇〇〇「レバ」を超える限り保険に加入することを得

三 保険給付

（一）疾病の場合

（イ）疾病手當金 貨銀等級に應じて定めらる（五〇%—一八〇%）、病院收容の場合は手當金の約三分の二に當る額を支給す、支給期間は九ヶ月なり尤も此の期間内に治癒するに至らざるときは入院中の手當金の七十五倍に相當する一時金を支給す

（ロ）醫療給付 醫師の診療、病院收容、外科治療、藥剤、治療材料、湯治「サナトリウム」收容を包含す、期間に付ては制限なし

（二）分娩の場合

（三）死亡の場合

報酬日額の五十倍

（四）家族に對する給付

産婆の手當及産前産後を通じて十二週間手當を支給す、哺育手當金に付ては規定なきも分娩後六ヶ月間は一日二回、半時間宛の休憩を與ふ

四 保険者及監督機關

中央に「社會保険金庫」を設け、地域的に其の支部を置く

（二）最高監督機關として労働大臣あり、其の下に地方労働監督官あり

五 財 源

報酬額に應じ被保険者を五級に分ち、保険料は別々に之を定む（六%—一〇%）

（二）保険料は雇主、被保険者及國家に於て夫々三分の一宛負擔す

一一 和 蘭

一 法 律

疾病保険法（一九二九年）

一九一三年に制定せられたる強制疾病保険法は實施を見ずして一九二九年に至り若干の修正を加へられたる後初めて實施せられたり

二 適用範囲

四一

(一) 強制被保險者

(イ) 一切の労働者及職員

(ロ) 徒弟、年収三、〇〇〇「グルデン」を超ゆる者、船員、軍人、傭主は除外せらる

(ハ) 鉄道従業員、官公吏及其他の他の労働者にして特別の制度に依りて本法に依る保護と同等以上のものを受ける者は除外せらる

(二) 任意被保險者

任意加入を認む

三 保険給付

(一) 疾病及分娩の場合に於ては賃銀の八〇%に當る手當金を六ヶ月間支給す、醫療給付は之を認めず、但し分娩の場合には醫師又は産婆の手當を與ふ

(二) 或る場合に於ける手當金の増額、支給期間の延長及待期の撤廈を認む

(三) 疾病の豫防に關しては特別の規定あり

四 保険者及監督機關

(一) 勞働評議會の疾病金庫及公認労働組合金庫を以て保険金庫とす

(二) 「公認労働組合金庫監督局」あり

五 財 源

(一) 保険料率は各労働評議會の管轄區域毎に定めらる

(二) 傭主及被保險者の負擔割合は半半とす

二 諸 感

一 法 律

疾病保険法(一九一五年)、最近の改正法としては一九二八年法あり

二 適用範囲

(一) 強制被保險者

(イ) 十五歳以上の賃銀取得者(家庭僕婢、農夫、分益漁夫、無給徒弟を含む)

(ロ) 職員にして年収六、〇〇〇「クラウン」を超ゆる者及船員は除外せらる

(二) 任意被保險者

年収六、〇〇〇「クラウン」を超える者の爲に任意保険を認む

三 保険給付

(一) 疾病及分娩場合

手當金の額は賃銀等級に應じて別々に定めらる(五〇%一九七%)全部的勞務不能に非ざる者に對しては金庫の規約に依り右の半額を支給す、期間は二十六週間とす(分娩に付では八週間)

醫師の診療及産婆の手當に對しては現金補償を爲す、其の「スケール」等に關する詳細は命令の定むる所に依る

(二) 死亡の場合

七五「クラウン」とす

(三) 家族に對する給付

家族の疾病及妻の分娩の場合には現金補償をなす、尙妻の分娩の場合には三〇「クラウン」の一時金を支給す

四 保険者及監督機關

(一) 地域金庫を主とす

事業金庫、労働組合金庫ありて一定條件の下に地域金庫の代用をなす

(二) 監督機關として社會省「國保險機關」、市町村參事會あり

五 財 源

(一) 社會省は「國保險機關」の勧告に依り各賃銀等級に應すべき保険料の「標準率」を決定す
金庫は特別の場合には監督機關の認可を受け右の率を超ゆる保険料率を定むることを得

(二) 分擔割合左の如し

被 保 險 者	主 債	市 市	町 町	村 村	國 國	庫 庫
(口)任意被保險者の場合		$\frac{2}{10}$	$\frac{1}{10}$	$\frac{7}{10}$	$\frac{2}{10}$	$\frac{1}{10}$

一三 葡萄牙

一 法 律

一九三一年一月三十日の命令に基く相互扶助組合法に依る任意保険制度なり、(本組合は疾病の外に老・癆・遺族
其の他をも保険す)

尙本國には別に労働團體を基調とする集團契約に依る労働者強制社會保険制度あり

二 適用範囲

相互扶助金庫は金庫規約の定むる處に從ひ一般男女、若は其の一方のみに開放せられ、有夫の婦人は本金庫への
加入に關し夫の承諾を要せず、又十五歳以上の者も其の兩親若は保険者の許可を要せず

(参考) 一九三三年に於ける組合員數 四八二、七三九人

三 保険給付

總て規約の定むる處に從ひ、傷病の際は醫療及外科的治療並に薬剤の支給を爲し、一定期間の疾病手當金を支給
し、又死亡に際しては埋葬料を給す

其の他、休養の家、サナトリウム、母の家其の他の施設をも利用せしむ

尙別に老・癆・遺族年金等をも支給す

四 保険者及監督機關

(一) 非職業金庫若はトレードユニオンに依て施行される金庫等

(二) 總ての組合は國立労働及緊急機關に依つて監督せらる

(参考) 一九三三年に於ける組合數 四七六

五 財 源

財源は組合員の保険料及公共團體よりの補助金に依る、而して命令は給付の種類を考慮して定めたる保険料の「スケール」を包含す

(参考)

- (一) 一九三三年に於ける組合員保険料 一四、二八三(千エスクド単位)
- (二) 一九三三年に於ける其の他の收入(財産利子及寄附等) 一一、八六四(リ)

一四、匈牙利

一 法律

疾病災害保険法(一九二七年)

強制疾病保険制度は一九〇七年に初めて樹立せられたるも一九二七年に至り大改正ありたり

二 適用範囲

(一) 強制被保險者

- (イ) 一切の被傭者
性、年齢、國籍の如何を問はず無給徒弟、一時的被傭者も亦保険を強制せらる(船員を含む)
- (ロ) 職員に付ては年收三、六〇〇「ペント」を超ゆる者は之を除外す
- (ハ) 農業労働者は全く除外せらる
- (ニ) 官公吏等に付ては別側の制度に依る保障あり

(二) 任意被保險者

加入義務なき労働者及小事業主等の任意加入を認む

三 保険給付

(一) 疾病の場合

- (イ) 疾病手當金 貨銀日額の六〇%に相當する額を一ヶ年支給す
- (ロ) 醫療給付 醫師の診療、薬剤、薬浴、藥水、治療材料を包含す、期間は一ヶ年なり、爾後は廢疾保険に於て醫療を興ふ、病院收容の場合には手當金は半減せらる

(二) 分娩の場合

- (イ) 出産手當金 貨銀日額の全額を產前產後を通じて十二週間支給す
- (ロ) 現物給付 必要なる産婆の手當
- (ハ) 哺育手當金 自ら乳兒を哺育する者に對しては出産手當金の支給期間満了後十二週間を限り一日六〇「フレル」の哺育手當金を支給す

(三) 死亡の場合

貨銀日額の三十日分(一時金)

(四) 家族に對する給付

- (イ) 疾病の場合 家族に對しては一ヶ年を限り診療、薬剤、薬浴、藥水、治療材料を興ふ
- (ロ) 分娩の場合 被保險者の妻に對しては、出産手當金、必要な産婆の手當及哺育手當金を支給す、尤も出產手當金は十週間にして日額四〇「フレル」なり、哺育手當金は期間に付ては被保險者の受くるものと同

「なるも日額は三〇「フイレル」なり

(五) 附加給付

諸種の手當金の増額、母性に對する牛乳の配給等を認む

四 保険者及監督機關

(一) 中央労働者保険機關は其の本部及地方支部を通じて一般労働者の保険を行ふ
 (二) 郵便、鐵道、煙草、船舶、商業等に從事する者の爲には夫々特別の金庫あり
 (三) 保險機關に對する監督は社會福利労働大臣の權限に屬す

五 財 源

(一) 保 险 料

率、算定方法、納入期日等に關する詳細は規約の定むる所に委ねらる

保險料の最高限度は被保險者の報酬の7%を超えるを得ず

分擔割合は雇主及被保險者、折半主義に依る

(二) 國庫補助
事務費は國庫負擔とす

一五 セルブクロアート、スロベーヌ

一 法 律

労働者保険法(一九二一年)

二 適用範囲

(一) 強制被保險者

(イ) 有償勞務に服する一切の者(尤も命令の規定する所に依れば、實質的には商業及工業労働者のみに限らる)
 (ロ) 國營鐵道從業員には特別制度ある爲、本法の適用なし

(二) 任意被保險者

四十歳以下の者は健康診斷を受けたる後、任意に加入することを得

三 保険給付

(一) 疾病の場合

(イ) 疾病手當金 貨銀の三分の二に當る額を二十六週間支給す、醫療給付を受けざる者には手當金を倍額支給す

(ロ) 分娩の場合

(イ) 出產手當金 貨銀の三分の二に當る額を産前産後を通じて四ヶ月間支給す

(ロ) 現物給付 產婆又は醫師の手當

(ハ) 產衣料 貨銀の十四倍(一時金)

(ニ) 哺育手當金 貨銀の半額を産後二十週間支給す

(三) 死亡の場合 貨銀の三〇倍

(四) 家族に對する給付

(イ) 疾病の場合 被保險者と同等の醫療給付を支給す

(ロ) 分娩の場合 被保險者と同等の現物給付及產衣料を支給するの外一日一・五〇「ディナール」の出產手當金を八週間支給す

(五) 附加給付

中央労働者保險機關の總會に於て決定す
給付期間の延長、手當金の増額を認む

四 保險者及監督機關

(一) 中央労働者保險機關ありて全國に其の支部を設く
交通労働者、鐵夫の爲には特別金庫あり

(二) 社會大臣を最高監督者とす

五 財源

(一) 保險料は賃銀等級に應じて異なるも大體に於て賃銀の六%なり
(二) 儲主及被保險者は右の保險料を折半負擔す

一六 ルクセンブルグ

一 法律

社會保險法(一九二五年)

二 適用範圍

(一) 強制被保險者

(イ) 勞働者、徒弟、常脩農業労働者、職員(但し職員に付ては年收一〇,〇〇〇法を越えざること)

(ロ) 官公吏、僧侶、自由職業に從事する者、家庭僕婢等は除外せらる

(二) 任意被保險者

年收一二、五〇〇法を越えざる者の爲に任意加入を認む

三 保險給付

(一) 疾病の場合

(イ) 出產手當金 賃銀の半額とす、二十六週間支給せらる

(ロ) 醫療給付 醫師の診療、藥劑、治療材料を包含す、金庫は被保險者に醫療費の一部負擔を命ずることを得、入院せしめたるときは手當金の半額を家族に支給す、期間は二十六週間なり、爾後は廢疾保險に於て醫療を與ふ

(二) 分娩の場合

(イ) 出產手當金 疾病手當金と同額なり、產前產後を通じて八週間支給せらる

(ロ) 現物給付 被保險者の同意あるときは現金給付に代へて病院又は產院收容を爲すことを得、醫師又は產婆の手當は附加給付として認めらるるのみなり
(ハ) 哺育手當金 疾病手當金の四分の一なり、產後十二週間支給せらる

(三) 死亡の場合
年収の十五分の一（一時金）

(四) 家族に對する給付
任意給付とす

(五) 附加給付
給付期間の延長、待期の撤廃、「サナトリウム」收容、諸手當金の増額等を認む

四 保険者及監督機關

(一) 事業金庫（五〇〇人以上の労働者を使用する事業は金庫を設立することを得）及地域金庫の二種とす
事業金庫加入者に非ざる者は地域金庫に加入す

(二) 政府の下に「中央委員會」ありて疾病金庫の監督を爲す

五 財 源

(一) 保険料率は各金庫の規約の定むる所に依る
法は唯原則として賃銀の四・五%を越ゆることを得ずと規定せり

(二) 分擔割合は

被保険者	三分の二
傭 主	三分の一

一七、ラトビア

一 法 律

労働者職員疾病保険法典（一九二二年）

農業被傭者は除外せられ居るも一九二八年には農村住民疾病保険法制定せらるるに至れり

二 適用範囲

強制被保険者

(イ) 私人、公共團體及國家の事業、施設其の他の作業場に使用せらるる一切の有償被傭者
(ロ) 農業被傭者、船員及軍人は除外せらる

三 保険給付

(一) 疾病の場合

(イ) 疾病手當金 賃銀の半額乃至三分の二を被保険者の家族扶養義務を考慮して支給す、期間は一病に付二十六週間又は一年に付三十週間とす

(ロ) 醫療給付 應急手當、醫師の診療、入院、薬剤、繩帶、必要なる治療材料を包含す、醫療給付は傭主の負擔に於て支給せらる、疾病金庫は金庫自身に於て現物給付を組織することを得、斯る場合に於ては被保険者の賃銀の二%を越えざる追加保険料を傭主より徴収することを得、期間は一病に付二十六週間又は一年に付三十六週間とす

(二) 分娩の場合

(イ) 出産手當金 賃銀の全額を産前産後を通じて十二週間支給す

(ロ) 現物給付 助産手當、薬剤、綿帶、治療材料の支給を包含す

(ハ) 哺育手當金 規約の定むる所に依る

(三) 死亡の場合

賃銀の二十倍乃至三十倍(一時金)

(四) 家族に對する給付

規約の定むる所に依る

(一) 事業金庫のみを認む

但し五〇〇人以下の者を使用する事業は聯合金庫を設立するものとす

(二) 社會福利大臣の下に勞働監督官あり

五 財 源

(一) 事業金庫のみを認む

被保險者負擔の保険料は賃銀の一%—二%とす、詳細は金庫の規約の定むる所に依る

(二) 債主及國庫は右の額と等しき額を夫々金庫に拂込むものとす

一ハリスニア

一 法 律

疾病金庫法(一九二五年)



一九二六年、一九二八年及一九二九年に小改正ありたり

二 適用範囲

(一) 強制被保險者

(イ) 國家、公共團體及私人に使用せらるる一切の者(性又は年齢を問はず)

(ロ) 無給徒弟は最低賃銀等級に屬するものと看做さる

(ハ) 農業労働者、官公吏は除外せらる

(二) 任意被保險者

特に農業労働者の爲に任意保険を認む

(三) 強制及任意被保險者を通じて月收四〇〇「リタス」を超へざることを要す

三 保険給付

(一) 疾病の場合

(イ) 疾病手當金 賃銀の半額乃至全額を被保險者の家庭扶養義務を考慮して支給す、期間は二十六週なり

(ロ) 醫療給付 應急手當、醫師の診療、入院、薬剤を包含す

(二) 分娩の場合

(イ) 出産手當金 疾病手當金と同額なり、產前後産を通じて八週間支給す

(ロ) 現物給付 家庭又は病院若は產院に於ける手當

(ハ) 分娩費 五〇「リタス」(一時金)

(ニ) 哺育手當金 自ら乳児を哺育する母に對し、分娩後十三週間出産手當金の半額に相當する額を支給す

(三) 死亡の場合
賃銀の二十倍乃至三十倍(一時金)

(四) 家族に對する給付
(イ) 疾病の場合 被保險者に對すると同程度の醫療給付を十三週間を限度として支給す
(ロ) 分娩の場合 被保險者の妻には分娩給付を爲す

四 保険者及監督機關

(一) 地域主義とす

(二) 内務大臣の下に「最高社會保險局」あり

(一) 各金庫は労働者の負擔保険料率が賃銀の3%を超える範圍に於て料率を定む
(二) 債主及國庫は右と同じ率の保険料を夫々負擔す

五 財源

一九 ソヴィエト聯邦

一 法律

一九二三年十一月十五日より實施されたる労働法に基く

二 適用範囲

凡ての雇傭労働者を包括し、性、雇傭の期間及種類並に報酬の高下を問はず、(船員を含む)

三 保険給付

(一) 疾病手當金 被保險者の實收賃銀の全額を労働能力喪失の即日より、全治して就業し得るに至る迄引續き支給す

(二) 醫療給付 醫師の診療、外科的治療、義肢の支給、病院治療、豫防處置、サナトリウム收容、休養の家等。尙サナトリウムに收容されたる場合は別に手當金を支給す

(三) 分娩給付

(イ) 分娩の前後各五十六日間出産手當金を支給す、金額は疾病手當金と同額とす
(ロ) 附加的に育児手當として、月收三〇〇ループル以下の者に對しては八七ループルを支給す

(四) 死亡の場合
都市及地方並に死亡年齢に依り差あるも大體、四十ループル乃至二十ループルを埋葬費として支給す

(五) 家族給付
疾病及分娩の際は被保險者の場合に準じ醫療給付及分娩給付をなす

四 保険者及監督機關

一九三三年六月二十三日の命令に依り疾病保險の施行はトレイド、ユニオン中央委員會に依りて行はるる事となり之が地方支部は一九三四年には一六三となれり
之等ユニオンの監督はユニオンの人民委員會に委ねらる

五 財源

企業及個人的債主の全額負擔とし、事業の危険及労働の不健康性に從ひて負擔額に等級が設けらるるも大體賃銀

の十%乃至二十二%なり

二〇 瑞典

一 法律

一九三一年六月二十三日の公認疾病金庫に關する命令に基く任意保険制度なり

二 適用範囲

金庫に加入せんとする者は性、身分、年齢、職業等を記入せる明細書を提出し、加入申請を爲すを要する。而して年齢十五歳以上五十歳未満にして健康者なるを條件とす。

(参考) 一九三二年に於ける被保險者數一、五〇二、一六一人

三 保険給付

(一) 疾病手當金 三日間の待期を置き、特別の場合を除き一クローナ乃至四クローナを各疾病毎に十八日間支給するもの多し。

(二) 醫療給付 六十日間の資格期間を置き、醫療及藥劑費の償還を爲す（但し其の三分の二に當る額とす）

(三) 分娩給付 助産の手當及產院收容を現物給付として支給し、別に出產手當金として疾病手當金に相當する額を分娩前十四日後十三日間支給す

四 保険者及監督機關

(一) (イ) 地方疾病金庫

一町村又は特定の隣接町村を區域とし、通常百人以上の加入者あるを要す

(ロ) 中央疾病金庫

一郡若は數郡又は郡に屬せざる一都市若は數都市を區域とし、法定給付の範圍を超ゆる給付を爲す

(二) 金庫の監督は社會保險委員會を通じ國に依りて行はる

(参考) 一九三二年に於ける金庫數一、二一八

五 財源

(一) 通常掛金の外に特別掛金あり、前者は各金庫規約に依るも、金庫の現費用（事務費を含む）及準備金に充つ

るに足る程度を超ゆるを得ず、又後者は金庫規約を以て給付を高めた場合にのみ釀出す

(二) 國庫補助は加入者數に比例して交付され、地方疾病金庫に付ては加入者毎に七五アーレ、又中央疾病金庫に付ては三クローナである

二 白耳義

一 法律

一八九四年の相互給付組合法に基く任意保険制度にして其の後一九三三年五月二十六日の勅令に至る迄數次の補正法令あり

尙本國の疾病保険制度は疾病、分娩、結核、癆疾、老齡及遺族保険を總括したるものなり

二 適用範囲

(一) 國籍に關係なく原則として十八歳以上の法律上の能力者は全て加入するを得

(二) 既婚婦人（但し夫の承諾あるを要す）

(参考) 被保險者數一、二八九、三九八人（一九三二年）

三 保険給付

- (一) 疾病手當金 金庫規約に定むる處に従ひ、年齢に依り等級あるも、成年に付ては最低六フラン乃至二フランとす
- (二) 醫療給付 醫療及藥劑の支給、公認金庫に付ては二ヶ年間保障す
- (三) 分娩給付 最低一二五フランの一時金及六週間支給する出産手當金 尚結核に付ては最短三ヶ月間のサナトリウム收容を爲す
- (四) 家族給付 被保險者に準する醫療給付

四 保険者及監督機關

- (一) 相互給付組合にして、職業若は非職業金庫、事業金庫等なり
- (二) 工業及勞働並に社會福利大臣之を監督す
- (参考) 公認金庫數三、四〇八（一九三二年）

五 財 源

一般に被保險者の保險料及公共補助並に贊助會員の寄附に依り、事業金庫のみは事業主よりも保險料を徵收す

× × × ×

以上で強制制度及任意制度に依る疾病保險の概要を略述したのであるが、最後に参考として我國の健康（疾病）保險制度を右に掲げた例に倣つて略述せば次の通である

（参考）

日 本（強制制度）

一 法 律

健康保險法

一九二三年制定

一九二七年施行

一九二九年に法の一部改正あり

一九三四年三月二十六日の改正法律に依り包括範圍擴大さる

二 適用範囲

（一）強制被保險者

（イ）工場礦山労働者（職員に付ては年収一千二百圓を超える者に限る）

（ロ）一九三四年の改正に依り（一）の外、物の製造、加工、選別、包裝、修理又は解體の事業、礦物の採掘取の事業、電氣の傳導又は動力の發生若は傳導の事業、及地方鐵道法又は軌道法の適用を受ける事業、其の他陸上貨物又は旅客の運送事業に使用される者も包括せらるるに至る

（三）任意包括被保險者

一九三四年の改正に依り擴張されたる事業にして當時五人未満の労働者を使用するもの、土木建築、貨物積卸

の事業に使用せらるる者は包括して保険に加入することを得

三 保険給付

(一) 傷病の場合

(イ) 傷病手當金 報酬の百分の六十を百八十日間支給す

(ロ) 療養の給付 診察、薬剤、治療材料の支給、處置、手術、看護、移送を包含す

期間は百八十日とす、病院收容の場合に於ては扶養すべき家族の數を考慮して手當金を減額す

(二) 分娩の場合

(イ) 出産手當金 傷病手當金と同額とす、產前產後を通じて十週間支給せらる

(ロ) 分娩費 二十圓とす、但し助産の手當を爲したときは十圓、に減額す

(ハ) 現物給付としては産婆又は醫師に依る助産の手當

(三) 死亡の場合

報酬三十日分を支給す、但し三十圓を下ることなし

四 保険者及監督機關

(一) 政府及健康保険組合

(二) 健康保険組合に付ての監督者は内務大臣若は地方長官とす

五 財 源

(一) 保険料

(イ) 負擔割合

原則として被保険者及事業主折半負擔す

(ロ) 料率

保険者之を定む、但し被保険者の負擔率は報酬の百分の三を超ゆることなし

(二) 國庫補助

給付に要する費用の十分の一とす

第三 主要國に於ける疾病保険制度の實績

一 英 吉 利

英吉利に於ける制度及實績は左の通である。

一 國民健康保險法

強制健康保險は一九一一年に設けられた。

保險は一切の被傭者（年收二五〇磅を超ゆる非筋肉勞働者を除く）に強制せられてゐる。雇傭契約に基き健康保険の給付と同程度の給付を受け得る者は適用を免除せられてゐる。

掛金の徵收及手當金の支給は、約七・五〇〇個の公認相互救濟組合を通じて行はれてゐる。醫療給付は約一〇〇個の地方保險委員會（地域的に分かれ、被保險者、醫師及地方官廳の代表者より成つてゐる）に依つて管理せられてゐる。組合及委員會は保健省及「スコットランド」保健局の監督を受けてゐる。

本制度の財源は被保險者及其の傭主の掛金並に國庫補助より成つてゐる。

掛金は左の如くである。

	(被保險者)	(計)
男	四・五片	九・〇片
女	四・五片	四・〇片

二 實 繢

被保險者數 (單位千人)

一九一四年	一三、六八七	一九二七年	一六、四九八	一九三〇年	一六、九九七
一九二〇年	一五、二七九	一九二八年	一六、五二六	一九三一年	一七、二三二
一九二五年	一五、八三五	一九二九年	一六、七四八	一九三三年	一七、七〇七

收入及蓄積資金

(單位千磅)

國庫は手當金の一部（男に付ては七分の一、女に付ては五分の一）及事務費の一部を負擔してゐる。
給付は醫療給付、疾病手當金、癡疾手當金、分娩費及附加給付より成つてゐる。

醫療給付は診療及藥劑給與より成り必要な期間支給せられる。

疾病手當金は、勞務不能の第四日より二十六週間を限り、男週額一五志、女週額一二志（一九三三年以後に於ては有夫の婦人に付ては一〇志）の割合を以て支給せられる。
癡疾手當金は其の後の勞務不能に關し疾病手當金の半額の率に於て支給せられる。資格期間は一〇四掛金週である。

分娩費は四磅の一時金より成つてゐる。被保險者の妻（妻自身が被保險者に非ざる場合）に對する分娩費は二磅である。

五年毎に行はるゝ會計検査の結果剩餘金ありと認定せられたる公認組合は、其の剩餘金を以て、手當金の増額並に歯科治療、眼科治療、病院收容及其他の治療を行ふことが出来る。

年	掛 金	利 息	國 庫 補 助	計	年末に於ける資金
一九二七	二六、三八二	五、五七一	七、五七三	三九、五二六	一一五、一七八
一九二八	二五、九七九	五、六六〇	七、一三五	三八、七七四	一一五、六九六
一九二九	二六、〇〇五	五、五三五	三九、一七一	一二六、四二九	一一六、四二六
一九三〇	二六、〇三九	五、九三〇	七、三三五	三九、三〇四	一一七、九三六
一九三一	二五、七六九	六、二〇二	七、〇七四	三九、〇四五	一一六、五九〇
一九三三	二六、四六八	六、一四二	六、一八六	三八、七九六	一一六、五九〇

支 出 (単位千磅)

年	給付					其の他	事務	計
	疾病手當金	癒疾手當金	分娩費	醫療給付	付			
一九二七	一三、〇三四	七、一七五	一、七三八	九、七八四	三、九八〇	五、一八九	四〇、九〇〇	一一五、一七八
一九二八	一一、二七六	六、一四六	一、七五〇	一〇、〇九三	三、〇四五	五、二六三	三七、五七三	一一五、六九六
一九二九	一三、二一五	六、四三二	一、七三五	一〇、〇三八	二、七八三	五、三九五	三九、八九八	一一六、四二九
一九三〇	一一、一七三	六、三三三	一、八〇二	一〇、二八二	三、三五一	五、六五八	三八、五九九	一一七、九三六
一九三一	一一、〇八七	六、〇七二	一、七六二	一〇、六八三	三、三一〇	五、六九三	三八、六〇七	一一六、五九〇
一九三三	一一、五五四	六、三〇六	一、六二一	一〇、三六三	二、八〇八	五、八〇八	三八、三〇四	一一六、五九〇

一九三四年に於ける疾病保険の實績は左の通であつた。

二 獨逸

一、給付件數

聯邦法律に依る疾病金庫に付ては、一九三四年に於て總計、四千六百四十萬件の醫療給付(歯科診療を含む)を行つてゐる。之を組合員及家族別にすれば前者に於て三千百七十萬件、又後者に於て千四百七十萬件であつた。之は前年度に比し千四十萬件及二百九十萬件の増加を意味してゐる。組合員に付ては、一〇〇人に付一七五の保險事故件數(一九三三年より八・二一パーセント増加してゐる)であり、其の家族に付ては八二件(前年度より一六・一パーセント増加)に當つてゐる。前年度に比し、組合員の罹疾が増加した事は、各個人の勞働力、特に新たに勞働課程に加はつた者の未完成な勞働力を減殺して仕舞ふものである。又家族の保險事故數の増加は、共同被保險者たる家族の著しい大多數に付、影響して來るのである。再び業務に就く者は、多くの家族の、比較的大多數を示す老齡者が關係して來るのである。組合員の個々の罹病は多くの場合輕い状勢を示してゐるが、長期間失業してゐて再び就職した者は多くの場合、唯、特に切迫した事故の場合にのみ勞務不能疾病とするのである。夫れ故、勞務不能に結び付いた疾病に對する保險事故件數の甚だしい増加は殆んどなかつたのである。(組合員數に關しては減少してゐる)金庫が其の組合員に對して支給した醫療給付(歯科診療を含む)の各四・九(前年度は四・五)毎に一件の勞務不能がある譯である。

疾病數(一〇〇名の組合員に對する勞務不能患者及產婦)は唯、十一月に於てのみ前年度分を超へてゐるのみである。之は五月に於ては前年の該當月より二・三方低下してゐる。

總括的疾病保険に就て觀れば、六百八十萬の勞務不能の疾病件數(前年の六百五十萬件に對し)及(待期日數を除

（一億六千六百四十萬日の罹病日數（前年の一億六千五百萬日に對し）に付、給付したのである。）以上は前年に比し夫々四・六パーセント及〇・八パーセント宛増加してゐる。勞務不能の疾病的平均罹病日數は（待期日數を除き）二五・六日から一四・六日に低下した。一〇〇名の組合員に對し三三・九の罹病件數及（待期日數を除き）八三三・七の罹病日數である。

男女別に依り疾病金庫の請求を比較する時は、女子は多少、より大きい危険を示してゐる事に依り、新たなるものを示してゐる。即ち、聯邦法律に依る總括的疾病金庫（鐵夫組合疾病金庫、及海事疾病金庫の如く極めて小數の女子被保險者しか包括してゐないものを除く）に於ては、女子の保險事故件數は、男子の夫れに對し比較的多數なる事を示してゐる事である。勞務不能に結び付いてゐる疾病は——前年度と反対に——女子に於ては男子よりも平均して稀なのであるが、唯前者は各個々の罹病が、多くの場合永引く爲め、勞務不能に結び付いた罹病日數——一九三三年に

組合員及家族（七六二、四二八）の分娩給付件數は三三・七パーセント増大してゐるが、一方出産數は全獨逸聯邦を通じて僅かに二三・一パーセント殖へてゐるのみである。疾病保険に義務として委ねられてゐる分娩給付の件數の増加は一九三四年に於て（前年度に於ては夫れ程でもなかつたが）最も人口増殖に關係の深い疾病保険の範圍に屬する庶民者及老齡階級に經濟的の苦痛を與へると云ふ兆候を高めてゐる。

傷病に依る死亡件數（一四六、一九一）は六・二パーセント上騰してゐる。而して一方全獨逸聯邦に於ける一般の死亡總件數（死産兒を除く）は一・七パーセント方減少してゐるのである。尙前年度に於ける疾病保険の死亡件數は全獨逸聯邦に於ける増加率よりも少なかつた。疾病保険と聯邦國とに於ける此の相異性は、經濟的不況に依つて其の當時老齡労働者の大多數は労働課程及可及的には疾病保険から除外されてゐたと云ふ事に依つて説明が付く譯である。乍然、經濟状勢が好轉した今日では、之等老齡就業者も亦疾病保険に加入する事になつたのである。

第十一章

一九三四年の疾 病保険に於ける 給付件数	保 險 事 故 數		疾病件数(1)	罹病日数(1)	疾病(1) に對する日數	分娩給付件 數(2)
	組 合 員	家 族				
地 方 疾 病 金 庫	三 二 六 〇	一 八 三 八	一 〇 〇 〇	一 〇 〇 〇	一 〇 〇 〇	一 〇 〇 〇
事 業 疾 病 金 庫	四 八 八 〇	一 四 〇 〇	九 〇 〇 〇	九 〇 〇 〇	九 〇 〇 〇	九 〇 〇 〇
同 業 組 合 疾 病 金 庫	一 〇 〇 〇	一 九 一 〇	八 八 〇	八 八 〇	八 八 〇	八 八 〇
職 工 組 合 疾 病 金 庫	一 〇 〇 〇	一 九 一 〇	七 四 〇	七 四 〇	七 四 〇	七 四 〇
聯 邦 法 律 に 依 る 疾 病 金 庫(3)	一 九 三 三 年 に 於 て は	三 一 〇 〇	一 九 一 〇	一 九 一 〇	一 九 一 〇	一 九 一 〇
代 用 金 庫	一 九 三 三 年 に 於 て は	一 九 一 〇	一 九 一 〇	一 九 一 〇	一 九 一 〇	一 九 一 〇
疾 病 保 険 總 括	一 九 三 三 年 に 於 て は	一 九 一 〇	一 九 一 〇	一 九 一 〇	一 九 一 〇	一 九 一 〇

〔備考〕 註(1)労務不能を含む。(2)組合員及家族。(3)海事疾病金庫を含む。(4)傷病手當金の支拂はれない代用金庫に付ては、

總括的疾病保険の支出は前年の十一億八千百萬マルクから十三億千四百萬マルクに、即ち一・三パーセント方増大

二
支

山

した。之を組合員一人に付て觀れば六五・八九マルクに當り一九三三年の六三・六九マルクに對し三・五パーセント増加してゐる。

醫療給付に對する支出は十億五千五百萬マルク(一九三三年に比し一〇・五パーセント增加)に達してをり、總支出額の八〇・三パーセント(前年に於ては八一パーセントであつた)に當つてゐる。之を組合員一人當りにすれば、平均して五一・八八マルクであり、一九三三年に比し二・七パーセント上騰した譯である。而して各組合員に付個々の支出の增減を區別して觀れば次の通りである。

第 二 表

	一九三三年から一九三四年に付		一九二九年から一九三四年に付	
	傷病手當金 家族手當金及家庭扶助費 金錢給付總計	(1)	二・三減 一・六減 九・六增 二・〇增 一・六增 八・八增	六五・一減 五九・四減 六四・八減 三二・九減 二〇・五減 一二・八減 一七・七增
醫 藥 藥 料 及 藥 物				
醫 藥 藥 料 及 藥 物 (2)				
病 院 收 容				
商 科 診 療				

〔備考〕註 (1)病院の場合を除く。

(2)轉地療養を含む。

總括支拂の爲め、多額には分配されない醫療費を除き、疾病保護の爲めに支出する費用は組合員に付き一〇・九パーセント又家族の疾病保護に付ての支出は二四・〇パーセント増加してゐる。

疾病金庫に依る分娩給付に付ては、一九三三年の七千五十萬マルクに對し九千三百三十萬マルクを使用してをり、分娩扶助件數は三三・七パーセント、又支出は三三・四パーセント増加してゐる。分娩に對する平均所要額は一九三三年の一三一・六七マルクに對して一一二・四〇マルクであつた。而して分娩給付に對する支出は出産手當金に付き五千七百萬マルク、助産に付き一千三百九十九萬マルク、產院に於ける療養及看護に付き三百四十萬マルク、又其の他の現物及金錢給付に九百萬マルクと云ふ事になつてゐるのである。

埋葬料に對する支拂は一九三三年の千八十萬マルクに對し千百九十萬マルクに上騰してをり、此の關係は死亡件數(六・二パーセント)の場合よりも(一〇・三パーセント)高い譯である。組合員の埋葬料平均は前年度の七九・九一マルクに對して八四・七七マルクで六・一パーセント増大してゐる。

聯邦法律に依る疾病金庫に付ては、疾病的豫防及保健施設の目的の爲めの支出を二四・四パーセント増してゐる。事務費は一九三三年に比し五・七パーセント増加し、支出總額の一〇・三パーセントに當つてゐる。尙ほ此の關係は前年度に於ては一〇・八パーセント、又一九三二年に於ては一〇・九パーセントに當つてゐた。

第 三 表

一九三四年度に 於ける疾病保険 の支出	醫 藥 給 付	分 娩 給 付	疾 病豫防 及 保 健 施 設	埋 葯 料	事 務 費	損 失 (1)	其 の 他 の 支 出	純 支 出 の 總 計
地 区 疾 病 金 庫	五八六・九二一	五六・五〇九	三、〇四〇	四、九五四	九〇・〇〇九	八六六	八・五一五	七五〇・八一四
地 方 疾 病 金 庫	五九・〇六五	一〇・〇五三	二七八	四一五	八・七九八	二三	一三二	七八・七六四

事業 疾病金庫	一九六、〇四八	一四、九二三	一、四三一	三、六〇八	二、四九七	八九	一、三六六	二一九、九六二
同業組合疾病金庫	二六、四一〇	一、五八三	五一	二三三	四、三三四	八八三	三三、四九三	五三、八二九
鐵夫組合疾病金庫	四七、二三八	四、一二七	一四	二四五	二〇九三	六八	一、一四一、〇〇七	一九、九七五
疾病邦法律に依る 一九三年に於ては	九一九、二三二	八七、三七一四、八一四	九、四八五	一〇八、〇九九	一、〇三一	一〇、九七五	一、一四一、〇〇七	一九、九六九
代用金庫	八三五、三九四	六六、七五七三、八七〇	八、六一三	一〇二、七八五	一、〇六三	九、九六九	一、〇二八、四五一	一、〇二八、四五一
一九三年に於ては	一三五、六七六	五、九五三	二、四二一	二七、〇〇一	二、三一六	一七三、三六七	一、三一四、三七四	一、三一六
代用金庫	九五四、七三五	五、九五三	一、一、九〇六	一三五、一〇〇	一、一、九〇六	一、一、九〇六	一、一、九〇六	一、一、九〇六
一九三年に於ては	九五四、九〇八	五、九五三	一、一〇、七九八	一一、七九八	一、一、七九八	一、一、七九八	一、一、七九八	一、一、七九八
代用金庫	七〇、四七四	五、九五三	一、一、七九八	一一、七九八	一、一、七九八	一、一、七九八	一、一、七九八	一、一、七九八

〔備考〕 単位 1000 マルク。

(1)財産譲渡に際し。 (2)海事疾病金庫を含む。

(イ) 第 四 表

疾病の爲の支出	一九三四年に於ける			組合員に對する疾病救濟(1)		
	療養(2)	診療	歯科	組合員に對する疾病救濟(1)	轉地	家庭
地區疾病金庫	二九、四三一	四、六〇一	六六	其の他 の醫藥(3)	其の他 の醫藥(3)	其の他 の醫藥(3)
地方疾病金庫	二九、四三一	四、六〇一	六六	收容	收容	收容
事業疾病金庫	二九、四三一	四、六〇一	六六	療養	療養	療養
同業組合疾病金庫	二九、四三一	四、六〇一	六六	看護	看護	看護
鐵夫組合疾病金庫	二九、四三一	四、六〇一	六六	傷病	傷病	傷病
聯邦法律に依る 疾病邦法律に依 る疾病金庫(5)	二九、四三一	四、六〇一	六六	手當金	手當金	手當金
一九三年に於ては	二九、四三一	四、六〇一	六六	家族	家族	家族
代用金庫	二九、四三一	四、六〇一	六六	扶助費	扶助費	扶助費
一九三年に於ては	二九、四三一	四、六〇一	六六	護期保	護期保	護期保
代用金庫	二九、四三一	四、六〇一	六六	總計	總計	總計

一九三四年に於ける疾病的 の爲の支出	家族に對する疾 病(3)			病院收容(4)			其の他の 病の保 護(1)		
	歯科診療	他薬の 割取及 其の 他の 病の保 護(1)	病院收容(4)	病院收容(4)	其の他の 病の保 護(1)	病院收容(4)	其の他の 病の保 護(1)	其の他の 病の保 護(1)	其の他の 病の保 護(1)
地區疾病金庫	一〇、七四六	九七二	一三、〇一一	一六、八四四	三〇一	四〇、九〇四	一五	三、一九七	八、六八七
地方疾病金庫	九七二	八四二	一六、八四四	一、三六八	一五	三、一九七	一四、二八五	六三二	一、六〇八
事業疾病金庫	六、二〇四	八、六八七	一、三六八	一、三六八	一〇	三、一九七	一、六〇八	五三八	四二八
同業組合疾病金庫									

(ロ)